

検定等の手数料一覧

公益社団法人 産業安全技術協会

【個別検定の手数料】

ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの

機械等登録個別検定機関業務規程 第4条関係

検定手数料（1件当たりの手数料）

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
1 新規検定			
・ロールが2組以下のもの	118,100	11,810	129,910
・ロールが3組以上のもの	238,100	23,810	261,910

その他の手数料（合格証1件当たりの手数料）

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
2 明細書の再交付又は明細書の記載事項変更			
・1件につき	3,800	380	4,180

【型式検定の手数料】

機械等登録型式検定機関業務規程 第4条関係

表1 検定手数料（1件当たりの手数料）

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
(1) 新規検定			
1 プレス機械又はシャアの安全装置			
(イ) 両手操作式、手払い式、手引き式又はガード式	118,100	11,810	129,910
(ロ) (イ) 以外又は (イ) の中で制御機能を有するもの	220,900	22,090	242,990
2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置			
(イ) ロールが2組以下のもの	118,100	11,810	129,910
(ロ) ロールが3組以上のもの	238,100	23,810	261,910
3 防爆構造電気機械器具（持込）			
(イ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	175,300	17,530	192,830
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	278,100	27,810	305,910
・回路部品の数が150個以上のもの	354,300	35,430	389,730
(ロ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	205,700	20,570	226,270
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	327,600	32,760	360,360
・回路部品の数が150個以上のもの	420,900	42,090	462,990
(ハ) 本質安全防爆構造(ia)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	211,400	21,140	232,540
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	337,100	33,710	370,810
・回路部品の数が150個以上のもの	432,400	43,240	475,640
(ニ) 本質安全防爆構造(ia)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	247,600	24,760	272,360
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	400,000	40,000	440,000
・回路部品の数が150個以上のもの	514,300	51,430	565,730
(ホ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3 ^{注3} 又はグループⅡC以外のもの（同一型式のないもの）			
・換算値 ^{注2} が40未満のもの	129,500	12,950	142,450
・換算値が40以上100未満のもの	196,200	19,620	215,820
・換算値が100以上のもの	257,100	25,710	282,810

(へ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3又はグループII C以外のもの(同一型式の審査を要するもの)			
・換算値が40未満のもの	150,500	15,050	165,550
・換算値が40以上100未満のもの	230,500	23,050	253,550
・換算値が100以上のもの	302,900	30,290	333,190
(ト) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3又はグループII Cのもの(同一型式のないもの)			
・換算値が40未満のもの	182,900	18,290	201,190
・換算値が40以上100未満のもの	285,700	28,570	314,270
・換算値が100以上のもの	379,100	37,910	417,010
(チ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3又はグループII Cのもの(同一型式の審査を要するもの)			
・換算値が40未満のもの	213,300	21,330	234,630
・換算値が40以上100未満のもの	337,100	33,710	370,810
・換算値が100以上のもの	447,600	44,760	492,360
(リ) (イ)～(ニ)のいずれか(本質安全防爆構造)と(ホ)～(チ)のいずれか(本質安全防爆構造以外)が組み合わされた場合	本質安全防爆構造と本質安全防爆構造以外の手数料それぞれを合算する。①	手数料に応じて消費税額を算出②	①+②
(ヌ) 防爆構造電気機械器具の防爆性を補完する規格に係る検定を併せて申請する場合	補完する規格ごとに、200,000円を加算するものとする。	20,000	補完する規格ごとに、220,000円を加算するものとする。
(ル) 耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造及び安全増防爆構造の防爆構造電気機械器具を特別危険箇所で使用できるよう、特殊防爆構造として申請する場合	手数料に200,000円を加算するものとする。	20,000	手数料に220,000円を加算するものとする。
4 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	118,100	11,810	129,910
5 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	358,100	35,810	393,910
6 絶縁用保護具			
(イ) 帽子	70,500	7,050	77,550
(ロ) (イ)以外のもの	118,100	11,810	129,910
7 絶縁用防具	118,100	11,810	129,910
8 保護帽			
(イ) 飛来・落下物用のもの	100,100	10,010	110,110
(ロ) 飛来・落下物用保護帽で、同時に墜落時保護用としての申請がなされるもの	70,500	7,050	77,550
(ハ) 墜落時保護用のもの	118,100	11,810	129,910
(ニ) 墜落時保護用保護帽で、同時に飛来・落下物用としての申請がなされるもの	81,900	8,190	90,090
9 動力により駆動されるプレス機械			
(イ) 両手操作式単独のもの	297,100	29,710	326,810
(ロ) (イ)以外のもの	380,900	38,090	418,990
10 防じんマスク			
(イ) 取替え式(吸気補助具付き)	406,600	40,660	447,260
(ロ) 取替え式(吸気補助具付き以外)	252,600	25,260	277,860
(ハ) 使い捨て式	252,600	25,260	277,860
11 防毒マスク ^{註4}			
(イ) 防じん機能を有しない吸収缶のみ	599,600	59,960	659,560
(ロ) 防じん機能を有する吸収缶のみ	639,600	63,960	703,560
(ハ) 防じん機能を有しない防毒マスク	616,700	61,670	678,370
(ニ) 防じん機能を有する防毒マスク	656,700	65,670	722,370

12 電動ファン付き呼吸用保護具		0	0
(イ) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (面体形)	661,200	66,120	727,320
(ロ) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (ルーズフィット形)	641,300	64,130	705,430
(ハ) 防じん機能を有さない吸収缶のみ	1,760,000	176,000	1,936,000
(ニ) 防じん機能を有する吸収缶のみ	1,809,500	180,950	1,990,450
(ホ) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (面体形、防じん機能を有しないもの)	1,844,700	184,470	2,029,170
(ヘ) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (面体形、防じん機能を有するもの)	1,894,200	189,420	2,083,620
(ト) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (ルーズフィット形、防じん機能を有しないもの)	1,823,800	182,380	2,006,180
(チ) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (ルーズフィット形、防じん機能を有するもの)	1,873,300	187,330	2,060,630
13 所在地審査 (一日あたり)	163,000	16,300	179,300
新規検定手数料の例外			
新規検定手数料は、次の (イ) から (ト) までに定める金額とする。			
(イ) 企業分割等、更新忘れ又は両者の複合的適用による新規申請において、既に型式検定合格証が交付されている型式の機械等と同一の部分に有する機械等であって、当該部分についての検査等データの有効性が確認された場合で、サンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	71,200	7,120	78,320
(ロ) 上記 (イ) において、同一法人により同時に4件以上の申請がなされた場合の検定手数料		手数料に応じて消費税額を算出	表2参照
(ハ) 防爆構造電気機械器具の機械等は、検定場所を新規検定申請者の希望する場所 (協会を除く) において行う場合の検定手数料		手数料に応じて消費税額を算出	別紙1参照
(ニ) 申請書に、指定外国検査機関の検査等データが添付されてきた場合であって、当該検査等データが適正であると確認されたときで、サンプルによる試験に代えて、当該検査等データによる審査を実施することができる場合 (指定外国検査機関扱い) に該当するもの		手数料に応じて消費税額を算出	別紙2参照 ただし、上記 (イ) 及び (ロ) を除く。
(ホ) 防爆構造電気機械器具の申請書に、国際的な枠組みであるIEC防爆機器規格適合性認証制度 (IECEXシステム) の下に運営される検査機関の検査等データが添付されてきた場合であって、当該検査等データが適正であると確認されたときで、当該検査データを活用して検査を実施することができる場合 (IECEXシステムの認証品) に該当するもので、協会がIECEXシステムの認証を行ったもの		(イ) を適用する。	(イ) を適用する。
(ヘ) 新規検定の審査のうち、独立行政法人労働安全衛生総合研究所技術指針TR45 (2013) 「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」に基づいた性能試験を2013年9月20日より2014年11月29日までに協会で実施したものであって、当該部分についての検査等データの有効性が確認され場合は、所在地審査の確認を済ませることによってサンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	95,300	9,530	104,830
(ト) 是正処置 ^{注5} 1件あたりの手数料に是正処置ごとに45,000円を加算する。 この場合、是正処置ごとに手数料を算定して最も高い金額のものを採用する	45,000	4,500	49,500

(2) 更新検定			
(イ) 更新検定基本手数料	22,600	2,260	24,860
(ロ) 修正及び追加書面がある場合。 ただし、製造検査設備等の概要書の届出日が記載された書面を除く。 1件あたりの手数料に修正及び追加書面1枚あたり8,500円を加算する。	1枚あたり 8,500	850	1枚あたり 9,350
(3) 検定合格証の再交付	3,800	380	4,180
(4) 検定合格証の記載事項変更	3,800	380	4,180

注1) 検定手数料には、信書便を国内に通常配達する場合に限り、検定合格証等を申請者へ送付する料金を含む。
検定合格証等を、その他の送付方法又は国外へ送付する場合の送料は、申請者負担とする。

注2) 防爆構造電気機械器具の新規検定において、サンプルの幅、奥行及び高さを一辺とする直方体の体積をセンチメートル立方に換算して得た値を「換算値」という。

注3) 防爆構造電気機械器具の新規検定において、水素及び水素より点火しやすいガス又は蒸気等は、爆発等級3又はグループⅡCとして扱う。

注4) 除毒能力試験に使用する試験ガスの購入費用は、検定手数料には含まないものとし、検定申請者は、当該試験ガスを提出するか、またはその費用を検定手数料のほかに支払うものとする。

注5) 「是正処置」とは、検定の基準に適合しないか、又は適合すると判断できない場合において、申請者が申請書類又は（及び）サンプルの改善を行うことをいう。申請書類の誤記などの軽微な誤りの訂正は、手数料の加算対象となる是正処置としない。

表2 (表1の新規検定手数料の例外(イ)、(ロ)及び(ホ)関係)

同一法人により同時に申請された件数	減額する割合		金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
1	0%	1件につき	71,200	7,120	78,320
2	0%		71,200	7,120	78,320
3	0%		71,200	7,120	78,320
4	15%		60,500	6,050	66,550
5	15%		60,500	6,050	66,550
6	20%		57,000	5,700	62,700
7	20%		57,000	5,700	62,700
8	30%		49,800	4,980	54,780
9	30%		49,800	4,980	54,780
10以上19以下	35%		46,300	4,630	50,930
20以上29以下	50%		35,600	3,560	39,160
30以上39以下	55%		32,000	3,200	35,200
40以上49以下	57%		30,600	3,060	33,660
50以上79以下	60%		28,500	2,850	31,350
80以上99以下	65%		24,900	2,490	27,390
100以上149以下	70%		21,400	2,140	23,540
150以上199以下	73%		19,200	1,920	21,120
200以上249以下	75%		17,800	1,780	19,580
250以上299以下	76%		17,100	1,710	18,810
300以上399以下	77%		16,400	1,640	18,040
400以上499以下	78%	15,700	1,570	17,270	
500以上699以下	80%	14,200	1,420	15,620	
700以上999以下	83%	12,100	1,210	13,310	
1000以上	87%	9,300	930	10,230	

新規検定手数料の例外

(ハ) 防爆構造電気機械器具の機械等は、検定場所を新規検定申請者の希望する場所（協会を除く）において行う場合の検定手数料

※1件あたりの手数料〔表1 3（イ）～（チ）〕を10%減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。

3 防爆構造電気機械器具（持込）	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
(イ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	157,800	15,780	173,580
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	250,300	25,030	275,330
・回路部品の数が150個以上のもの	318,900	31,890	350,790
(ロ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	185,100	18,510	203,610
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	294,800	29,480	324,280
・回路部品の数が150個以上のもの	378,800	37,880	416,680
(ハ) 本質安全防爆構造(ia)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	190,300	19,030	209,330
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	303,400	30,340	333,740
・回路部品の数が150個以上のもの	389,200	38,920	428,120
(ニ) 本質安全防爆構造(ia)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	222,800	22,280	245,080
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	360,000	36,000	396,000
・回路部品の数が150個以上のもの	462,900	46,290	509,190
(ホ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級 ^{注3} 又はグループ IIC 以外のもの（同一型式のないもの）			
・換算値 ^{注2} が40未満のもの	116,600	11,660	128,260
・換算値が40以上100未満のもの	176,600	17,660	194,260
・換算値が100以上のもの	231,400	23,140	254,540
(ヘ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級又はグループ IIC 以外のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・換算値が40未満のもの	135,500	13,550	149,050
・換算値が40以上100未満のもの	207,500	20,750	228,250
・換算値が100以上のもの	272,600	27,260	299,860
(ト) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級又はグループ IIC のもの（同一型式のないもの）			
・換算値が40未満のもの	164,600	16,460	181,060
・換算値が40以上100未満のもの	257,100	25,710	282,810
・換算値が100以上のもの	341,200	34,120	375,320
(チ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級又はグループ IIC のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・換算値が40未満のもの	192,000	19,200	211,200
・換算値が40以上100未満のもの	303,400	30,340	333,740
・換算値が100以上のもの	402,800	40,280	443,080

新規検定手数料の例外

(二) 申請書に、指定外国検査機関の検査等データが添付されてきた場合であって、当該検査等データが適正であると確認されたとき

で、サンプルによる試験に代えて、当該検査等データによる審査を実施することができる場合（指定外国検査機関扱い）に該当するもの

※1件あたりの手数料〔表1-3（イ）～（チ）〕を35%減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。

3 防爆構造電気機械器具（持込）	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
(イ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	113,900	11,390	125,290
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	180,800	18,080	198,880
・回路部品の数が150個以上のもの	230,300	23,030	253,330
(ロ) 本質安全防爆構造(ib又はic)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	133,700	13,370	147,070
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	212,900	21,290	234,190
・回路部品の数が150個以上のもの	273,600	27,360	300,960
(ハ) 本質安全防爆構造(ia)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	137,400	13,740	151,140
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	219,100	21,910	241,010
・回路部品の数が150個以上のもの	281,100	28,110	309,210
(ニ) 本質安全防爆構造(ia)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品の数が50個未満のもの	160,900	16,090	176,990
・回路部品の数が50個以上150個未満のもの	260,000	26,000	286,000
・回路部品の数が150個以上のもの	334,300	33,430	367,730
(ホ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3 ^{註3} 又はグループII C以外のもの（同一型式のないもの）			
・換算値 ^{註2} が40未満のもの	84,200	8,420	92,620
・換算値が40以上100未満のもの	127,500	12,750	140,250
・換算値が100以上のもの	167,100	16,710	183,810
(ヘ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3又はグループII C以外のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・換算値が40未満のもの	97,800	9,780	107,580
・換算値が40以上100未満のもの	149,800	14,980	164,780
・換算値が100以上のもの	196,900	19,690	216,590
(ト) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3又はグループII Cのもの（同一型式のないもの）			
・換算値が40未満のもの	118,900	11,890	130,790
・換算値が40以上100未満のもの	185,700	18,570	204,270
・換算値が100以上のもの	246,400	24,640	271,040
(チ) 本質安全防爆構造以外のもの、かつ爆発等級3又はグループII Cのもの（同一型式の審査を要するもの）			
・換算値が40未満のもの	138,600	13,860	152,460
・換算値が40以上100未満のもの	219,100	21,910	241,010
・換算値が100以上のもの	290,900	29,090	319,990